

【新旧対照表】会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
第1条 法人会員とカード使用者	第1条 法人会員とカード使用者
<p>4. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、キャッシング1回払い）に定めるショッピングおよびキャッシング1回払い（海外キャッシング1回払いを含む。）ならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等を行うことが可能となった場合には当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限および当該カード利用に関連して当社から法人会員に対してなされる返金（第27条第5項および第6項に定める返金を含む。）の受領を行う一切の権限（以下併せて「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。また、本代理権の授与にかかわらず、当社が上記の返金を直接、法人会員に対して行う場合があることを、会員は承諾します。</p>	<p>4. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、キャッシング1回払い）に定めるショッピングおよびキャッシング1回払い（海外キャッシング1回払いを含む。）ならびに<u>第5条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>、第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等を行うことが可能となった場合には当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限および当該カード利用に関連して当社から法人会員に対してなされる返金（第27条第5項および第6項に定める返金を含む。）の受領を行う一切の権限（以下併せて「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。また、本代理権の授与にかかわらず、当社が上記の返金を直接、法人会員に対して行う場合があることを、会員は承諾します。</p>

【新旧対照表】会員規約（法人債務・カード利用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
第3条 カードの貸与およびカードの管理	第3条 カードの貸与およびカードの管理
1. 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	1. 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。 <u>また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u>
	<u>第5条の2（WEBサービス等）</u>
	<u>1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等の際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「MyJCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全てのカード使用者は、MyJCB等に利用登録されるものとします。</u>
	<u>2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。</u>
	<u>3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u>

【新旧対照表】 会員規約（法人債務・カード利用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（「JCB 法人カード WEB サービス」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード利用者では WEB サービス等の利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カード WEB サービス」に、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u></p>
	<p><u>5. カード利用者は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCB または当社から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</u></p>
	<p><u>6. カード利用者は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。</u></p>
	<p><u>7. カード利用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</u></p>
第 6 条 付帯サービス等	第 6 条 付帯サービス等

【新旧対照表】会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
<p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス（「JCB 法人カード WEB サービス」「MyJCB」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カード WEB サービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「MyJ チェック」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>	<p>< 削除 ></p>
<p>5. 会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p>	<p>4. 会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p>
<p>第 2 章 会員情報の取り扱い</p>	<p>第 2 章 会員情報の取り扱い</p>
<p>第 1 4 条 共同利用</p>	<p>第 1 4 条 共同利用</p>
<p>2. 会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 13 条第 1 項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</p>	<p>2. 会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 13 条第 1 項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</p>
<p>第 3 章 ショッピング利用、キャッシング 1 回払い</p>	<p>第 3 章 ショッピング利用、キャッシング 1 回払い</p>

【新旧対照表】会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
<p>2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができます。</p>	<p>2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、<u>原則として</u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、<u>JCB が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、</u>端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができます。</p>
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および<u>暗証番号の入力</u>を省略することができます。</p>
<p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</u></p>

【新旧対照表】 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。	7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める <u>本人認証手続き</u> を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは <u>同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</u> 、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。
第4章 お支払い方法その他	第4章 お支払い方法その他
第28条 明細	第28条 明細
1. 当社は、当社所定の方法（カード使用者が「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）をカード使用者に通知します。当社は、カード使用者が「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）をカード使用者が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。当社は、法人会員が「JCB 法人カード WEB サービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法により、法人会員に対しても、カード使用者のカード利用内容等に関する明細確定通知の送信および明細の情報の提供を行います。また、当社は法人会員による「JCB 法人カード WEB サービス」の登録の有無にかかわらず、必要に応じて、法人会員に対して、当社所定の方法により明細を交付する場合があります。	1. 当社は、当社所定の方法（カード使用者が「 <u>MyJ チェック</u> 」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）をカード使用者に通知します。当社は、カード使用者が「 <u>MyJ チェック</u> 」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）をカード使用者が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。当社は、法人会員が「JCB 法人カード WEB サービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法により、法人会員に対しても、カード使用者のカード利用内容等に関する明細確定通知の送信および明細の情報の提供を行います。また、当社は法人会員による「JCB 法人カード WEB サービス」の登録の有無にかかわらず、必要に応じて、法人会員に対して、当社所定の方法により明細を交付する場合があります。

【新旧対照表】会員規約（法人債務・カード利用者立替用）の改定箇所

改定前	改定後
	<u>附則</u>
	<u>第5条の2第1項に基づき、カード使用者が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該カード使用者につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。</u>
カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。	カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。
4. 第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。	<削除>
規約本文末尾	規約本文末尾
2024年4月1日現在	<u>2025年2月28日</u> 現在